意見書案第４号

認知症の方々と共生する社会の実現を求める意見書

我が国における急速な高齢化の進展に伴い、認知症の高齢者数は２０２５年に約７００万人になると想定されている。このような状況等に鑑み、２０２３年６月には認知症の方を含めた全ての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とした「共生社会の実現を推進する認知症基本法（以下「基本法」という。）」が成立し、２０２４年１月に施行となった。

現在、政府は、基本法に基づく認知症施策推進本部を設置し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画の策定に向けた検討を進めている。

現在、本市においても「札幌市高齢者支援計画２０２４」の策定を進めており、認知症の方を含めた高齢者支援施策の総合的な推進と円滑な実施を目指している。

基本法の目的を達成するためには、国と各自治体が一体となりつつ、各自治体の実情に即した施策を進めていくことが重要である。

よって、国会及び政府においては、認知症の方々と共生する社会の実現に向け、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１　各自治体が主体的に実効性の高い施策を展開するため、自由度の高い事業展開と必要な予算措置のあり方を検討すること。

２　地域住民に対する基本法の理念等の普及啓発、安心･安全な地域づくりの推進等の取り組みを部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進し、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するため、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

３　若年性認知症の方も含めた幅広い認知症の方々への就労・社会参画を支える体制整備を進めるとともに、受け手である事業者も含めた社会環境を整備すること。

４　独居や高齢者のみ世帯が急増する中、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイに対応できる小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

５　成年後見制度や身元保証等のあり方について、現状の課題を整理し検討を進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和６年（２０２４年）３月２６日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、健康・医療戦略担当大臣
（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員
及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員